

(仮称) 黒田原地区定住促進住宅整備事業
募集要項

令和元年12月20日

栃木県那須郡那須町

— 目 次 —

1	募集要項等の定義	2
2	対象事業の概要等	3
2-1	募集に付する事業の内容	3
3	募集及び選定に係る事項	8
3-1	募集及び選定の方法	8
3-2	募集及び選定のスケジュール	8
3-3	公募参加者が備えるべき参加資格要件	9
3-4	審査及び優先交渉権者の選定に関する事項	11
3-5	募集公告	12
3-6	事前調査の申請	12
3-7	募集要項等に係る質問の受付・回答	12
3-8	募集参加表明及び資格審査	13
3-9	募集	14
3-10	優先交渉権者の決定方法	17
3-11	手続きにおける交渉の有無	18
3-12	基本協定の締結	18
3-13	特別目的会社の設立	18
3-14	S P C の指定管理者の指定について	19
3-15	事業契約の締結等	19
3-16	議会の議決に付すべき契約の締結	20
3-17	その他	20
4	事業実施に関する事項	21
4-1	S P C の権利義務に関する制限	21
4-2	町と S P C の責任区分	21
4-3	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	22
4-4	事業実施に関する事項	22
4-5	その他	23
4-6	本事業に関する町の担当部署及び アドバイザー業務委託事業者並びにその協力法人	24

別紙 リスク分担表

1 募集要項等の定義

那須町（以下「町」という。）は、（仮称）黒田原地区定住促進住宅整備事業（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、財政資金の効率的活用を図るため、令和元年12月20日に本事業を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）第7条に基づく「特定事業」として選定し、同日に公表する。

この募集要項は、町が、本事業を実施する民間事業者（以下「SPC」という。）を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するに当たり、公表するものである。

本事業の基本的な考え方については、令和元年9月26日に公表したPFIによる「（仮称）黒田原地区定住促進住宅整備事業実施方針（案）」（以下「実施方針」という。）と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針に係る質問・意見を反映しているため、応募者は、本募集要項の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出するものとする。

本事業の名称については、「（仮称）黒田原地区定住促進住宅整備事業」と称するものとする。

なお、本募集要項に併せて交付する次の別添資料についても募集要項と一体の資料とし、これらの全資料を含めて「募集要項等」と定義する。

- ・ 別添資料1 「（仮称）黒田原地区定住促進住宅整備事業 様式集」
（以下「様式集」という。）
- ・ 別添資料2 「（仮称）黒田原地区定住促進住宅整備事業 要求水準書」
（以下「要求水準書（案）」という。）
- ・ 別添資料3 「（仮称）黒田原地区定住促進住宅整備事業 優先交渉権者決定基準」
（以下「優先交渉権者決定基準」という。）
- ・ 別添資料4 「（仮称）黒田原地区定住促進住宅整備事業 基本協定書（案）」
（以下「基本協定書（案）」という。）
- ・ 別添資料5 「（仮称）黒田原地区定住促進住宅整備事業 事業契約書（案）」
（以下「事業契約書（案）」という。）

2 対象事業の概要等

2-1 募集に付する事業の内容

(1) 事業の名称

(仮称) 黒田原地区定住促進住宅整備事業 (以下「本事業」という。)

(2) 本事業に供される公共施設等の種類

那須町地域優良賃貸住宅 (以下「本施設」という。)

(3) 公共施設等の管理者の名称

那須町

(4) 事業目的

本事業は、「第7次那須町振興計画」(平成28年3月)に基づき、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。)」を活用し、民間のノウハウによる質の高いサービスの導入や町財政の平準化等を図りつつ、新婚、子育て世帯を主軸とした中堅所得者向け定住促進住宅を利便性の高い黒田原地区に供給するものである。

これにより、快適な住まい環境を創出し、那須町の定住人口の増加や地域の活性化を図ることを目的として実施する。

また、本事業の実施にあたり、特に以下の4点の事項に配慮し実施するものとする。

1) 良質なサービスの提供及びコストの縮減

本事業の実施に当たっては、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した効率的かつ効果的な設計、建設、工事監理及び維持管理・運営を行うことにより、那須町に住むことの魅力を感じることができる良質な住環境・生活環境サービス提供を図ることとする。また、30年間の事業期間はもとより、その後の町の運営・維持管理を含むライフサイクルコストの縮減が図られるものとする。

2) 周辺環境との調和

本事業の事業計画地は、那須町の黒田原地区に位置し、近隣に位置する諸施設の公共施設とあわせ、町の活性化に資する今後の一連の人口増対策に貢献する整備が期待される。本施設の整備にあたっては、建築の意匠や外構の整備等において、その目的を十分に理解の上、周辺環境と調和した整備を図るものとする。

3) 地域経済の活性化等

本事業は、町が実施する公共事業であることから、その実施に当たっては、町内企業や町民の参入による地域経済への貢献がなされるよう配慮するものとする。

また、事業者グループには極力多くの町内業者が参加することを希望し、審査時に町内業者加点を行う予定である。

4) 子育て支援

本施設の整備にあたっては、安心して子どもを生み育てることができ、かつ、子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めるため、間取り等子育てに適した住宅となるよう配慮するものとする。

(5) 事業手法

本事業は、PFI法に基づき、町が所有する用地に、選定された民間事業者（以下、事業者という。）が新たに本施設を設計、建設及び工事監理した後、町に本施設の所有権を移転し、民間事業者が所有権移転後の事業期間中に係る維持管理・運営を遂行する方式（BTO: Build Transfer Operate）により実施するものとする。

(6) 業務の範囲

事業者が実施する業務（以下「本業務」という。）は以下のとおりとする。

1) 本施設の整備

- ① 本施設の整備に係る調査・設計業務及び関連業務
(住宅棟の基本設計、実施設計とともに、敷地全体の外構・駐車場計画を含む。)
- ② 本施設の整備に係る建設業務及び関連業務
- ③ 本施設の整備に係る工事監理業務及び関連業務
- ④ 本施設の整備に係る近隣対応・対策業務及び関連業務
- ⑤ 本施設の整備に係るテレビ電波受信障害調査・対策業務及び関連業務
- ⑥ 上記各項目に伴う各種申請等業務
- ⑦ 上記各項目に伴う町の交付金申請手続等の支援業務
- ⑧ 本施設の引渡しに係る一切の業務

2) 本施設の維持管理

- ① 本施設の建築基準法に基づく建築物及び昇降機の定期点検
- ② 本施設の維持管理に係る消防設備、建築設備、昇降機点検保守管理業務
- ③ 本施設の維持管理に係る緊急通報システム点検保守管理業務
- ④ 本施設の維持管理に係る受水槽清掃業務
- ⑤ 本施設の維持管理に係るテレビ電波受信障害対策施設点検保守管理業務
- ⑥ 上記各項目に伴う各種申請等業務及び関連業務
- ⑦ 本施設の維持管理に係る共用部・敷地内清掃業務
- ⑧ 本施設の維持管理に係る警備業務
- ⑨ 本施設の維持管理に係る植栽・外構・駐車場施設管理業務
- ⑩ 本施設の居住者の移転に係る現状復旧業務
- ⑪ 本施設の維持管理に係る修繕業務
(大規模修繕を除く。ただし、大規模修繕計画立案業務は含む。)
- ⑫ 本施設の入居者募集の宣伝業務
- ⑬ 本施設の敷金・家賃等の徴収・町への納入業務
- ⑭ 上記各項目に伴う町の交付金申請手続等の支援業務
- ⑮ 施設の利用に関する業務
ア 入居者の公募に関する業務

- イ 入居及び退去に関する業務
- ウ 入居者の収入申告及び収入超過指導に関する業務
- エ 入居者等の指導及び連絡に関する業務
- オ 駐車場の管理に関する業務
- ⑩ その他の維持・管理業務
 - ア 各種調査、照会、回答、利用統計
 - イ 指定期間終了にあたっての引継事務
 - ウ その他日常業務の調整

(7) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の町議会における議決を受け、事業契約締結の日から令和33年11月30日までとする。

(8) 本事業のスケジュール (予定)

令和元年	9月	実施方針(案)公表
令和元年	12月	公募公示・公募関係書類公表
令和2年	2月	参加表明書類提出・受領・参加資格確認通知
令和2年	3月	PFI事業選定の議会承認予定債務負担行為の議会議決予定
令和2年	4月	提案書の受付
令和2年	5月	応募者プレゼンテーション・提案審査
令和2年	7月	基本協定の締結
令和2年	8月	事業仮契約
令和2年	9月	議会議決
令和2年	9月	建設工事期間・入居者募集期間開始
令和3年	11月	竣工・引き渡し
令和3年	12月	維持管理期間開始
令和4年	1月	入居開始
令和33年	11月	事業契約終了

(9) 支払に関する事項

町の事業者に対する支払は、事業者が実施する本事業における本施設の整備業務に係る対価と本施設の維持管理・運営業務に係るサービス対価とする。

なお、それぞれの対価の支払金額及び時期については以下のとおりとする。

1) 本施設の整備業務に係る対価の支払金額及び時期

①令和2年度

町は事業者に対し、本事業の令和2年度分補助対象事業費の概ね45%を工事の中間検査完了後、令和3年3月末に支払う。

なお、令和2年度は設計費用及び本体工事に係る費用の11分の3程度の事業を見込んでいる。

②令和3年度

町は事業者に対し、本事業の令和3年度分補助対象事業費の概ね45%を本施設の町への引渡し完了した日から40日以内に支払う。

なお、令和3年度は全体工事に係る費用の11分の8程度と外構工事費を見込んでいる。

また、令和2年度と令和3年度合計補助対象事業費の概ね55%について、町は事業者に対し、30年間の割賦方式により事業契約書に定める額を3月末に元利均等方式で支払う。

③令和4年度以降

令和2年度と令和3年度合計補助対象事業費の概ね55%について、町は事業者に対し、30年間の割賦方式により事業契約書に定める額を年2回9月末と3月末に元利均等方式で支払う。

2) 本施設の維持管理・運營業務に係るサービス対価の支払金額及び時期

町は事業者に対し、本施設の町への引渡し完了した日から事業契約期間中に、事業契約書に定める額を年4回平準化して支払うものとする。

維持管理・運営初年度及び最終年度の支払に関しては別途協議する。

(10) 本事業に必要と想定される根拠法令等

本事業を実施するにあたり、遵守すべき法令、基準等は次に示すとおりである。この他本事業に関連する法令、基準等を遵守するものとする。

(関係法令等) 各法令は、いずれも本事業公募公示日の最新の法令を適用するものとする。

- 1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）
- 2) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成12年総理府告示第11号）
- 3) 建築基準法（昭和25年法律第210号）
- 4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- 5) 消防法（昭和23年法律第186号）
- 6) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）
- 7) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）
- 8) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- 9) 電波法（昭和25年法律第131号）
- 10) 水道法（昭和32年法律第177号）
- 11) 下水道法（昭和33年法律第79号）
- 12) 栃木県建築基準条例（昭和57年栃木県条例第2号）
- 13) 那須町屋外広告物条例（平成20年条例第24号）
- 14) 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例（平成11年条例第25号）
- 15) 地域優良賃貸住宅制度要綱（平成19年3月28日国住備第160号）
- 16) 地域優良賃貸住宅整備基準（平成19年3月28日国住備第164号）
- 17) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- 18) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- 19) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
- 20) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- 21) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）

22) その他、本事業に関係する法令 ※関係法令等を遵守すること。

(参考基準等)

- 1) 建築・設備設計基準及び同解説最新版(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)
- 2) 公共建築工事標準仕様書及び同標準図最新版(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)
- 3) 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)及び同標準図最新版
(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)
- 4) 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)及び同標準図最新版
(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)
- 5) 公共住宅建設工事共通仕様書最新版(国土交通省住宅局住宅総合整備課監修)
- 6) 公共住宅建設工事共通仕様書解説書(総則編・調査編・建築編)最新版
(国土交通省住宅局住宅総合整備課監修)
- 7) 公共住宅建設工事共通仕様書解説書(総則編・電気編)最新版
(国土交通省住宅局住宅総合整備課監修)
- 8) 公共住宅建設工事共通仕様書解説書(総則編・機械編)最新版
(国土交通省住宅局住宅総合整備課監修)
- 9) 公共住宅建設工事共通仕様書別冊部品及び機器の品質性能基準最新版
(国土交通省住宅局住宅総合整備課監修)
- 10) 公共住宅建築工事積算基準最新版(国土交通省住宅局住宅総合整備課監修)
- 11) 公共住宅電気設備工事積算基準最新版(国土交通省住宅局住宅総合整備課監修)
- 12) 公共住宅機械設備工事積算基準最新版(国土交通省住宅局住宅総合整備課監修)
- 13) 公共住宅屋外設備工事積算基準最新版(国土交通省住宅局住宅総合整備課監修)
- 14) 高齢者が居住する住宅の設計に係る指針(国土交通省告示第1301号)
- 15) 長寿社会対応住宅設計マニュアル集合住宅編(建設省住宅局住宅整備課監修)
- 16) 共同住宅の防犯設計ガイドブック防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針解説
(財団法人ベターリビング、財団法人住宅リホーム・紛争処理支援センター企画編集)
- 17) 建築工事における建築副産物管理マニュアル・同解説最新版
(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)
- 18) 公共工事コスト削減対策に関する建設省新行動計画の解説
- 19) 栃木県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針

※発注文書に齟齬がある場合は事業契約書・本募集要項・要求水準書・質疑応答・要求水準書の順に高位とすることを原則とする。

※以上の参考基準等の解釈や参考基準等間の解釈に関して疑義が生じた場合は、別途、町と協議の上、適用について決定する。

(11) 募集要項等の変更

募集要項等公表後における民間事業者からの質問や民間事業者へのヒアリング結果等を踏まえ、募集要項等の内容の変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合は、速やかに、その内容を本町のホームページへの掲載により公表する。

3 募集及び選定に関する事項

3-1 募集及び選定の方法

民間事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式とする。

3-2 募集及び選定のスケジュール

民間事業者の募集及び選定のスケジュールは、次に示すとおりである。ただし、スケジュールは、状況により前後する場合がある。

時期	内容
令和元年9月	実施方針(案)等の公表
令和元年10月	実施方針(案)等に関する説明会
令和元年10月	実施方針(案)等に関する質問・意見の受付
令和元年10月	実施方針(案)等に関する質問・意見の回答公表
令和元年12月	特定事業の選定・公表
令和元年12月	募集要項等の公表(公募公告)
令和2年1月	募集要項等に関する質問の受付
令和2年2月	募集要項等に関する回答の公表
令和2年2月	参加表明書、競争参加資格確認申請書の受付
令和2年3月	参加資格確認審査の結果の通知
令和2年3月	債務負担行為の設定に関する議案提出
令和2年4月	提案書の受付
令和2年5月	審査委員会の開催
令和2年6月	優先交渉権者の選定、優先交渉権者の決定・公表
令和2年7月	基本協定の締結
令和2年8月	事業仮契約の締結
令和2年9月	事業契約に関する議案提出
令和2年9月～令和3年11月	本施設の設計・建設・入居者募集業務期間
令和3年11月	本施設の引渡し
令和3年12月～令和33年11月	本施設の維持管理・運営業務期間
令和4年1月	本施設の入居開始(供用開始)
令和33年11月	事業契約の完了

3-3 公募参加者が備えるべき参加資格要件

(1) 公募参加者の参加要件

公募参加者は、本施設の設計に当たる者（以下「設計企業」という。）、本施設の工事監理に当たる者（以下「工事監理企業」という。）、本施設の建設に当たる者（以下「建設企業」という。）、本施設の維持管理に当たる者（以下「維持管理企業」という。）、本施設の運営に当たる者（以下「運営企業」という。）、SPCのマネージメントに当たる者（以下「マネージメント企業」という。）、本事業に必要な資金調達の調整に当たる者（以下「資金調達企業」という。）等で構成されるグループ（以下「公募参加グループ」という。）とするものとする。

- 1) 設計企業・工事監理企業・建設企業・維持管理企業・運営企業は、必ず公募参加グループに含むこと。マネージメント企業、資金調達企業は、必ずしも参加の必要はない。
- 2) 公募参加者は、参加表明書及び参加資格確認申請書の提出時に、設計・工事監理・建設・維持管理・運営等公募参加グループのすべての企業（構成企業）を明らかにすること。
- 3) グループ全体の代表企業を選定し、代表企業は、公募業務の窓口企業・SPCの最大株主となること。なお、設計業務、建設業務、維持管理業務、運営業務については、当該業務の一部を、構成員から第三者（協力企業）に再委託（再発注）することも可能とするが、提案書にその旨と委託企業名を明示すること。
- 4) 参加表明書の提出時に構成企業・協力企業名及び代表企業名を明記し、必ず代表企業が公募に関する手続を行うこと。
- 5) 参加表明書により参加の意思を表明した公募参加グループの代表企業の変更は認めない。
- 6) 参加表明書により参加の意思を表明した公募参加グループの構成企業の変更も原則として認めない。
ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、町と協議を行い、提案書の受付期限日の前日までに町が承諾した場合に限り、代表企業を除く構成企業の変更及び追加を行うことができるものとする。
- 7) 構成企業・協力企業は、他の公募参加グループの構成企業・協力企業として重複参加は認めない。

* 那須町に本店・本社・主要な営業所（支店等）を持つ企業が構成企業・協力企業としてグループに参加している場合は、その参加企業数に応じ、審査の際、地域貢献点を加点するものとする。加点方法は、優先交渉権者決定基準に示す。

(2) 公募参加グループの構成企業の資格要件

公募参加グループの構成企業のうち、設計企業、建設企業は、それぞれ以下の資格要件を満たすものとする。

なお、複数の資格要件を満たす者は、複数の業務を実施することができる。また、設計企業、建設企業は、単独の企業又は複数の企業のいずれかであってもよいものとするが、複数の企業の場合にあっては、少なくとも1社は以下の資格要件を満たしているものとする。

1) 設計企業

① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。

② 延べ床面積 500 ㎡以上、RC 造 2 階建以上の共同住宅の設計実績を有すること。

※工事監理は、設計企業が行うこと。ただし、設計企業と建設企業が同一の場合には、当該の設計企業以外の工事監理企業を、グループに含めること。

なお、その場合の工事監理企業の資格要件は、設計企業と同じとする。

2) 建設企業

① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。

② 延べ床面積 500 ㎡以上、RC 造 2 階建以上の共同住宅の建設実績を有すること。

(3) 公募参加企業又は公募参加グループの構成企業の制限

以下に該当する者は、公募参加企業、公募参加グループの構成企業になれないものとする。

なお、資格要件確認のため、警察に照会する場合がある。

- 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- 2) 会社更生法（平成 17 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者。（更生手続開始の決定を受けた者は除く。）
- 3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者は除く。）
- 4) 那須町建設工事等に係る指名停止等の措置要領による指名停止の期間中である者。
- 5) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 1 項及び第 26 条第 2 項の規定に基づく処分を受けている者。
- 6) 直前 2 年間の法人税、消費税又は法人住民税を滞納している者。
- 7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する場合、または次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している場合。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 8) 町が本事業のために設置する審査委員会の委員又はこれらの者と資本面（50%以上の株式保有）若しくは人事面（役員の兼任・社員の派遣）において関連がある者。
- 9) 町が本事業について、導入可能性調査及びアドバイザー業務を委託している事業者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。

(町は、NPO 法人全国地域 P F I 協会に本事業に関するアドバイザー業務を委託している。)

(注)「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねる者をいう。(以下同様とする。)

(4) 公募参加者の備えるべき参加要件等に関する確認基準日

公募参加者の備えるべき参加要件等に関する確認基準日は、参加表明書の提出期限日とする。

提案書の受付期限日(開札日)から優先交渉権者決定の日までに公募参加者の備えるべき参加要件等を欠く事態が生じた公募参加グループは失格とする。

ただし、代表企業以外の構成企業や協力企業が欠格起因企業の場合は、企業を変更する等について、町が認める措置を講じた場合は、失格としないことがある。

3-4 審査及び優先交渉権者の選定に関する事項

(1) 審査に関する基本的な考え方

1) 審査は、町の職員で構成する事業者選定委員会において行うものとし、具体的な優先交渉権者の選定基準については、募集要項公表時に優先交渉権者決定基準を提示するものとする。

2) 事業者選定委員会においては、事業計画、施設計画、維持管理計画、運営計画、リスク管理計画、事業者の提案するサービス対価の額等の提案の各面から総合的に提案書の審査を行い、優先交渉権者を選定し、町に優先交渉権者の候補グループを含む意見書を提出するものとする。

なお、家賃設定については、町が国の基準を踏まえて行うものとする。

(2) 審査手順に関する事項

審査は、以下の手順により行うものとする。

1) 資格審査

① 公募参加者の備えるべき参加要件等に関する適格審査

2) 提案審査

① 本件要件に関する適格審査

② 優先交渉権者決定基準に基づく、事業計画、施設計画、維持管理計画、運営計画、リスク管理計画、町が支払うサービス対価の提案額等の総合的な提案内容に関する審査

3) 提案内容に対するヒアリング評価

① 提案内容に関し、各公募参加者に対しヒアリングによる審査を行う。

(審査の方法、審査の配点、基準、視点等は、優先交渉権者決定基準に示す。)

3-5 募集公告

募集公告、募集要項等については、令和元年12月20日（金）に本町のホームページにおいて公表する。

3-6 事前調査の申請

提案書作成に関し、事前に調査等を行うことが必要な場合は、町に申し出れば許可することができるので、調査を希望する者は、「事前調査申請書」（様式集【様式1-2】）に必要事項を記入の上、下記に提出すること。

提出先：那須町役場ふるさと定住課

e-mail:tei_jyu@town.nasu.lg.jp

3-7 募集要項等に係る質問の受付・回答

募集要項等に記載の内容に係る質問の受付、回答を以下のとおり行う。

(1) 受付期間

令和元年12月20日（金）から令和2年1月22日（水）午後5時まで

(2) 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、「募集要項等に係る質問書」（様式集【様式1-3】）に記入の上、電子メールでファイル添付により提出のこと。

なお、上記（1）に示す受付期間外に提出された質問については受付けない。

また、持参、郵便、電話又はファックスによる質問は受付けないので注意すること。

提出先：那須町役場ふるさと定住課

提出先電子メールアドレス：tei_jyu@town.nasu.lg.jp

（注：メールタイトルは必ず「募集要項等に係る質問書」とすること。）

(3) 回答の公表

1) 質問への回答は、以下の日程により本町のホームページへの掲載により公表する予定である。

募集要項、様式集、要求水準書、優先交渉権者決定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）に係る質問への回答

令和2年2月5日（水）

2) 質問への回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関し、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると町が判断した項目を除くこととし、また、質問者の名前は公表しないものとする。なお、町は、質問に対して個別に回答は行わないが、提出のあった質問のうち、町が必要と判断した場合には、提出者に対して直接ヒアリングを行うことがある。

3-8 応募参加表明及び資格審査

(1) 提出書類

募集に参加を希望する者は、応募者の代表企業によって、次に掲げる書類を提出し、審査を受けるものとする。

- 1) 「応募表明書」(様式集【様式2-1】)
- 2) 「応募資格審査申請書」(様式集【様式2-2】)
- 3) 添付書類(様式集【様式2-3】から【様式2-6】までを参照のこと。)
- 4) 直近2年の法人税等の滞納のない証明書

(2) 提出期間及び場所

提出期間及び場所は、次のとおりとする。

- 1) 提出期間：令和2年2月19日(水)から令和2年2月26日(水)までの間の午前9時から午後5時まで。(正午から午後1時までを除く)
- 2) 提出場所：那須町役場 ふるさと定住課
- 3) 提出方法：持参することとし、郵便、ファックス又は電子メールによる提出は認めない。

(3) 資格審査

町は、提出書類に基づいて応募者が備えるべき参加資格要件について審査を行う。

(4) 参加資格の審査結果及び募集参加番号の通知

募集参加資格の審査結果は、令和2年3月13日(金)までに応募者の代表企業に通知する。

この場合において、当該資格があると認めた者に対して、3-9(1)に示す募集に当たり必要となる募集参加番号は募集参加資格適格通知書を以て電子メールにより通知する。また、当該資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。なお、電話又は来庁による問い合わせには回答しないものとする。

(5) 募集参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

募集参加資格がないと認められた者は、町に対し、書面により説明を求めることができる。

- 1) 書面の提出期限：令和2年3月19日(木)午後5時まで
- 2) 書面の提出場所：那須町役場 ふるさと定住課
- 3) 書面の提出方法：「応募資格がないと認めた理由の説明要求書」(様式集【様式2-7】)に記入の上、持参することとし、郵便、ファックス又は電子メールによる提出は認めない。
- 4) 回答期限及び方法：令和2年3月26日(木)までに、書面により回答する。

(6) 募集参加資格の取消し

町は、募集参加資格があると認めた者が、次の各号の一つに該当するときは、3-8(4)の通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。ただし、応募者が、応募者の構成企業のうち代表企業以外の構成企業について前記3-3(4)に示す手当てを行い、その内容を町が書面により承認した場合はこの限りではない。(様式集【様式2-8】を参照のこと。)

- 1) 募集参加資格があると認めた者が、応募期限までに当該資格を喪失したとき。
- 2) その他町が特に募集に参加させることが不相当であると認めたとき。

3-9 応募

(1) 応募

募集参加資格があると認められた応募者は前記3-8(4)に示す募集参加資格適格通知書を持参の上、提案書(以下「募集提案書」という。)を以下のとおり提出する。なお、応募は応募者の代表企業が行い、正本1部、副本10部、合計11部を提出すること。

- 1) 応募期間：令和2年4月20日(月)から4月24日(金)までの間の午前9時から午後5時まで。(正午から午後1時までを除く)但し、最終日は午後3時までとする。
- 2) 提出場所：那須町役場 ふるさと定住課
- 3) 提出方法：持参することとし、郵便、ファックス又は電子メールによる提出は認めない。なお、応募者の募集提案書は1案のみとする。
- 4) 提出書類：様式集【様式3】から【様式4-17】までを参照のこと。
- 5) 提案作成にあたり、施設整備対象地域で、ボーリング調査・測量等が必要と考える参加者には、事前のボーリング調査・測量等を認めるので、参加資格通知のあと、町に申し出ること。

なお、応募者については匿名として審査を行うため、募集提案書のうち指定する様式については、様式の所定の欄に、前記3-8(4)に示す募集参加番号を記載し、募集参加グループ名、企業名、住所、企業を特定できるマーク(社章)等は記載しないこと。

(2) 提案書に記入する金額

1) 本事業に係る提案書

優先交渉権者決定に当たっては、提案書(様式集【様式3】)に記入された金額をもって審査の価格とする。

提案書には、下記の金額を記載すること。

1. 金額A：下記項目①～④の合計

- ① 本施設整備費並びにその消費税及び地方消費税相当額(下記aとbの合計)
 - a. 本施設整備費のうち、引渡し時に一時金として支払う金額並びにその消費税及び地方消費税相当額
 - b. 本施設整備費のうち、割賦により支払う金額の合計額並びにその消費税及び地方消費税相当額

- ② 本施設整備費の割賦支払により生じる割賦手数料（金利等）
- ③ 本施設維持管理・運営費並びにその消費税及び地方消費税相当額
- ④ S P C の設立に要する費用と30年間の運営に要する費用並びにその消費税及び地方消費税相当額

2. 金額B：下記項目⑤の額（参考金額）

- ⑤ 「町が大規模修繕のために、30年間毎年平準化して準備すべき金額の合計とその消費税及び地方消費税相当額」

(3) 募集予定価格

- 1) 本事業の募集予定価格は、本事業への参加表明を行った者が複数の場合には公表し、1者の場合には非公表とする。

なお、募集予定価格は、事業期間にわたって町がS P Cに支払う本施設整備業務の対価、割賦手数料及び本施設維持管理運営業務およびS P Cの運営業務の対価、並びにその各金額のうち消費税対象額に対する消費税及び地方消費税相当額を単純に合計した金額（総額）であり、以下のものが含まれる。

なお、事業契約書（案）に規定する金利変動及び物価変動等に応じた改定は見込んでいない。

A 本施設整備業務の対価

- a 本施設整備費並びにその消費税及び地方消費税
- b 割賦手数料

提案に際し割賦手数料の計算に使用する金利は、次のとおりとする。

「令和元年12月20日午前10時に公表される東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R）としてテレレート17143ページに表示されている6ヶ月LIBORベース10年物（円/円）金利スワップレート」

B 本施設維持管理・運営業務の対価

- a 本施設維持管理費・運営費並びにその消費税及び地方消費税

- 2) 本事業において、町が想定する家賃は、概ね57,000円とする。

駐車場は概ね2,000円、共益費は3,000円を想定する。

(4) 開札

開札は、応募者の代表企業又はその代理人の立会いのもとで行う。

なお、当該開札では、提案価格が予定価格の制限の範囲内であることを確認する。

この際に、提案価格及び予定価格の公表は行わないこととする。

- 1) 開札日時 令和2年4月24日（金） 午後4時
- 2) 開札場所 那須町役場

- (5) 代理人による募集提案書の提出及び開札の立会い
代理人が募集提案書の提出及び開札の立会いを行う場合は、「委任状」（様式集【様式5-1】）を持参すること。
- (6) 応募の辞退
募集参加資格があると認められた応募者が募集を辞退する場合は、「応募辞退届」（様式集【様式5-2】）を持参すること。
1) 提出期限：令和2年4月20日（月）
2) 提出場所：那須町役場 ふるさと定住課
- (7) 応募の棄権
応募参加資格があると認められた応募者が、（1）に示す応募期間に、応募に参加しない場合は、棄権したものとみなす。
- (8) 公正な募集の確保
応募者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に募集を執行できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、当該応募者を参加させず、又は募集の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。
なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。
- (9) 募集の中止・延期
募集が公正に執行することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、募集の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。
- (10) 応募の無効
次の場合の応募は無効とする。
1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者のした応募
2) 応募者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした応募及び応募に関する条件に違反した応募
3) 提案書記載の金額、氏名その他の事項を確認できない応募
4) 提案書記載の金額を加除訂正した募集及び記名押印のない応募
5) 同一の応募者又はその代表者が同一事項に二通以上の応募をした応募
6) 同一人が二人以上の応募者の代理人としてした応募
7) 委任状を持参しない代理人がした応募
8) 談合その他不正の行為があったと認められる応募
9) 郵便又は電信による応募
10) 1)から9)までに掲げる者のほか、募集に関する条件に違反した応募

(1 1) 募集提案書の取扱い

1) 著作権

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、町は、優先交渉権者となった応募者から提出された提案書について、本事業の公表その他町が必要と認める場合にあつては、当該提案書の全部又は一部を無償及び無断で使用できるものとする。

また、優先交渉権者以外の応募者から提出された提案書については、本事業の公表以外には当該応募者に無断で使用しないものとする。

2) 特許権等

応募者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うものとする。

3) 提案書の変更の禁止

提案書の変更、差し替え又は再提出は認めない。

(1 2) 応募保証金

応募保証金は免除する。

3-10 優先交渉権者の決定方法

優先交渉権者の決定方法は公募型プロポーザル方式によるものとする。事業者選定委員会 は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって募集を行った者のうち、総合評点が最高点となる者を決定し、町は、事業者選定委員会の意見書を尊重して優先交渉権者を決定する。

詳細は「優先交渉権者決定基準」を参照のこと。

(1) 事業者審査委員会

審査は、事業者選定委員会が優先交渉権者決定基準に基づき行う。審査委員は次のとおりである。

なお、審査の詳細については、「優先交渉権者決定基準」を参照のこと。

役 職 等	専 門 分 野
副町長	
総務課長	
企画財政課長	
環境課長	
こども未来課	
建設課長	
上下水道課長	

(2) 審査手順

事業者選定委員会は、募集参加資格があると認めた者から提出された提案書の内容が、本町が要求する本施設整備業務及び本施設維持管理・運營業務に関する要求水準を満足することを前提とし、提案価格及び提案書の内容に係る審査を行う。

(3) ヒアリングの実施

提案内容の説明を求める必要がある場合は、応募者にヒアリング（書類形式を含む。）を行う。

なお、その場合の詳細な日程等については、別途、応募者に対して通知するものとする

(4) 優先交渉権者の選定及び決定

事業者選定委員会は、募集価格及び提案書の内容により総合評価した提案審査結果に基づき、最高評点を獲得したものを優先交渉権者候補者として町に意見書を提出し、町は、事業者選定委員会の意見書を尊重して、優先交渉権者を決定する。

最高評点到複数の提案が同点で並んだ場合は、町と事業者選定委員会が、協議・検討し、最高評点到並んだ提案の中から、町の要求にもっとも沿っていると判断できる提案を優先交渉権者として決定する。

(5) 募集結果の通知及び公表

町は、優先交渉権者決定後、速やかに応募者に対して募集結果を通知するとともに、本町のホームページへの掲載により募集結果を公表する。

(6) 優先交渉権者を選定しない場合

町は、民間事業者の募集、募集提案の評価及び選定において、最終的に、応募者がいない、あるいは、いずれの応募者においても町の財政負担の軽減の達成が見込めない、すべての提案の水準が町の求める水準に達していない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合には、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取消すこととし、その旨を速やかに公表する。

3-1-1 手続における交渉の有無

開札後の契約手続きにおいて、募集条件の重要な変更は行わないこととする。

3-1-2 基本協定の締結

優先交渉権者となった応募者は、落札決定後速やかに、町を相手方として、「基本協定書（案）」に基づき、基本協定を締結しなければならないものとする。

3-1-3 特別目的会社の設立

優先交渉権者となった応募者は、本事業を遂行するために会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社としてSPCを事業仮契約調印までに本町内に設立するものとする。SPCは、本事業以外の一切の事業ができないことを、定款等により明らかにすること。

3-14 SPCの指定管理者の指定について

SPCと事業契約を結んだ場合は、那須町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第16号）に基づき、SPCを本事業に係る施設の指定管理者とする旨の那須町議会の議決を得た後、事業期間中の管理を委託する。

3-15 事業契約の締結等

(1) 事業仮契約の締結

町は前記3-13に示すSPCと事業契約に係る事業仮契約を締結する。

(2) 事業契約の締結

事業契約は那須町議会の議決を経た後に効力を発するものとする。

なお、事業契約の詳細については、「事業契約書（案）」を参照のこと。

(3) 契約保証金

SPCは、施設整備業務の対価に相当する金額（割賦手数料を除く。）の100分の10以上の額の契約保証金を事業契約と同時に納付しなければならない。ただし、SPCは、建設工事の履行を確保するため、契約保証金に代わり担保となると町が認めた有価証券等の提供又は、事業契約締結の日から本施設の引渡し予定日までを期間として、施設整備業務の対価に相当する金額の100分の10以上について、町を被保険者とする履行保証保険契約を締結することによってこれに代えることができるものとする。

SPCは、維持管理期間中、維持管理対価の年額の100分の10以上の額を、維持管理開始までに町に納付しなければならない。ただし、SPCは、維持管理の履行を確保するため、契約保証金に代わり担保となると町が認めた有価証券等の提供又は、事業契約締結の日から本施設の引渡し予定日までを期間として、維持管理対価に相当する金額の100分の10以上について、町を被保険者とする履行保証保険契約を締結することによってこれに代えることができるものとする。

(4) 契約条件の変更

契約の締結に当たっては、町が入居者のサービス向上に資すること、よりよい事業遂行に資すること、町の財政負担の軽減に資すること等、変更が事業の向上に効果があると認めた場合以外、SPCの提案価格及び提案書の内容並びに募集要項等に示した契約条件について、変更できないことに留意すること。

(5) 違約金の請求

町は、SPC又は優先交渉権者となった応募者がその責めに帰すべき事由により事業契約を締結しない場合は、契約保証金と同額を違約金として請求する。

なお、事業契約締結にかかるSPCの弁護士費用、印紙代等は、SPCの負担とする。

(6) 契約締結まで至らなかった場合

優先交渉権者となった応募者が契約を締結しない場合、町は優先交渉権者となった応募者を除く応募者のうち、優先交渉権者決定基準に基づく総合評価の得点の高い者から順に契約交渉を行うことがある（地方自治法施行令第167条の2の規定に基づく随意契約）。

3-16 議会の議決に付すべき契約の締結

本事業は、PFI法第9条の規定により那須町議会の議決に付さなければならない契約であるため、議決を経た後、町が事業者に対し、事業契約を成立させる旨の意思表示をしたときに、前記3-15(1)に示す事業仮契約は、本契約として効力が生ずるものとする。

なお、町とSPCとの間において、事業契約が効力を生じるに至らなかった場合には、町及びSPCが本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、町及びSPCは、相互に債権債務の関係は生じないものとする。

3-17 その他

(1) 情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、本町のホームページ等を通じて行う。

(2) 契約の手續において使用する言語及び通貨等

使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(3) 募集に伴う費用負担

応募者の募集に伴う費用については、すべて応募者の負担とする。

また、参加資格要件に係る個別質問に要する書類、募集参加資格の審査に要する書類及び募集提案書については、返却しないものとする。

4 事業実施に関する事項

4-1 S P Cの権利義務に関する制限

(1) S P Cの事業契約上の地位の譲渡等

町の事前の書面による承諾がある場合を除き、S P Cは事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならないものとする。

(2) S P Cの株式の譲渡・担保提供等

本事業を遂行するため設立されたS P Cに出資を行った者は、本事業が終了するまでS P Cの株式を保有するものとし、町の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないものとする。ただし、本事業に必要な資金を融資する融資機関が担保権を設定する場合は、除くものとする。

(3) 債権の譲渡・質権設定及び債権の担保提供

S P Cが、町に対して有する本事業の設計、建設及び維持管理業務の提供に係る債権の譲渡、質権の設定及びこれの担保提供は、町の事前の書面による承諾がなければ行うことができないものとする。

4-2 町とS P Cの責任区分

(1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、S P Cが担当する業務の実施に伴い発生するリスクについては、それを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

町とS P Cの責任分担は、「事業契約書（案）」によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で応募を行うものとする。

なお、「事業契約書（案）」に示されていない場合は、双方の協議により事業契約書（案）で定めるものとする。

(3) 保険

S P Cは、保険により費用化できるリスクについては、合理的範囲で付保するものとする。

4-3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

S P Cが本事業を実施するに当たり、法改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合、町はS P Cと協議するものとする。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

S P Cが本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、町はこれらの支援をS P Cが受けることができるよう協力するものとする。

(3) その他の支援に関する事項

1) 事業実施に関し、S P Cが必要とする許認可等に関して、町は必要に応じてS P Cに協力するものとする。

2) 法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、町は、S P Cと協議を行うものとする。また、P F I法に規定するS P Cの発注する工事及び測量は、平成16年7月13日より「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に規定する公共工事に指定され（国土交通大臣告示）、保証事業会社の業務の対象に追加されているところであり、具体的な措置の内容は、応募者が、保証事業会社（東日本建設業保証株式会社等）に確認すること。

3) その他の支援に関する事項

その他の支援については、次のとおりとする。

ア 事業実施に必要な許認可等に関し、町は必要に応じて協力を行う。

イ 法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、町とS P Cで協議を行う。

4-4 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行義務

S P Cは、募集提案書及び募集要項等及び事業契約書（案）に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

(2) 事業期間中のS P Cと町の関わり

ア 本事業は、S P Cの責任において実施される。また、町は事業契約書（案）に規定する方法により、事業実施状況の確認等を行う。

イ 本事業の安定的な継続、また、事故に際して本事業の継続性をできる限り確保する目的で、町は、S P Cに対し融資を行う金融機関等の融資機関（融資団）と直接協定を締結し、当該融資機関（融資団）と協議を行うことができるものとする。

ウ 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、町とSPCは誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書（案）に規定する具体的な措置に従うものとする。

また、事業契約に関する紛争については、宇都宮地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

4-5 その他

(1) 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

詳細については、「事業契約書（案）」を参照のこと。

ア SPCの債務不履行等に起因する場合

SPCが事業契約書（案）に定める債務を履行しない場合、町は、事業契約書（案）の規定に従いSPCに是正勧告を行い、一定期間内に是正策の提出・実施を求めることができる。SPCが一定期間内に是正することができなかつた場合は、町は、サービスの対価の減額又は支払停止措置を取ることとし、また、事業契約を解除することができる。

また、SPCの破産等の場合は、事業契約を解除することができる。

なお、契約解除に至る事由及び措置については、事業契約書（案）で規定する。

イ 町の責に帰すべき事由に起因する場合

町の責めに帰する事由により事業の継続が困難になった場合は、SPCは事業契約を解除することができる。

なお、契約解除に至る事由及び措置については、事業契約書（案）で規定する。

ウ その他の事由により事業の継続が困難となった場合

事業契約書（案）に定めるその事由ごとに、責任の所在による対応方法に従うものとする。

(2) 事業契約に違反した場合等の取扱い

事業契約締結後、契約に違反したSPC、又は優先交渉権者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは募集等、町の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適切であると認められるSPC又は優先交渉権者となった応募者の構成企業については、那須町建設工事等請負業者指名停止等措置要領の規定に基づき、当該事実が判明した時から24月の範囲内において、町が実施する募集への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

4-6 本事業に関する町の担当部署及びアドバイザー業務委託事業者並びにその協力法人

(1) 本事業に関する町の担当部署

那須町役場 ふるさと定住課

住所：〒329-3292 栃木県那須郡那須町大字寺子丙3-13

電話：0287-72-6955 FAX:0287-72-1112

e-mail：teijyu@town.nasu.lg.jp

ホームページ：<https://www.town.nasu.lg.jp/>

(2) 本事業に関するアドバイザー業務委託事業者及びその協力法人

アドバイザー業務委託事業者

特定非営利法人 全国地域PFI協会

リスク分担表

	リスクの種類	リスクの種類 リスクの内容	負担者		
			町	SPC	
共通	提供した情報リスク	募集要項等の記載内容の誤り及び変更に関するもの	○		
	契約リスク	議会の議決を得られないことによる契約締結の遅延・中止	○		
		上記以外の町の事由による契約締結の遅延・中止	○		
		事業者の事由による契約締結の遅延・中止		○	
	応募リスク	応募費用		○	
	制度関係リスク	政治・行政リスク	本事業に直接影響を及ぼす町に関わる政策の変更・中断・中止	○	
			本事業に直接関連する根拠法令の変更、新たな規制法の成立	○	
		法制度リスク	上記以外の法令の変更		○
			SPCが取得すべき許認可の取得遅延または取得できなかった場合		○
		許認可リスク	町の事由による許認可取得遅延	○	
			税制度リスク	消費税の範囲変更、税率変更に関するもの	○
		法人の利益や運営に係る税制の新設や税率の変更			○
		建物所有に関する税制の新設・変更に関するもの(町への所有権移転前)			○
		本事業に直接影響する税制の新設・税率変更に関するもの		○	
		社会リスク	住民対策リスク	上記以外の法人税の新設・変更に関するもの	
	本事業そのものに対する住民の理解が得られない場合			○	
	提案内容に関し、住民の理解が得られない場合 住民からの苦情(建設時・運営・維持管理時)				○
	第三者賠償リスク		本業務の実施に起因して第三者に及ぼした損害		○
	環境関連リスク		調査・工事による騒音・振動・地盤沈下・地下水の枯渇、大気汚染・水質汚濁・臭気・電波障害等に関する対応		○
	債務不履行リスク	町の債務不履行による中断・中止	○		
		SPCの債務不履行・構成員の債務不履行等による遅延・中断・中止		○	
	不可抗力リスク	天災・暴動等自然・人為的な事象のうち、通常予見不可能な事象による損害・遅延・中断・中止	○	▽ 1%ルール	
	経済リ	資金調達リスク	民間資金調達・確保		○
交付金・補助金の調達・確保			○		
金利リスク		金利変動		○	

ス ク	物価変動リスク	インフレ・デフレ年間変動1%以内の変動		○
		上記を超える大幅な変動(年間1%を超える変動)	○	
発注者責任リスク	町の指示の不備・発注文書・提案書の規定を超える変更による設計・工事・維持管理・運営の請負内容の変更	町の指示の不備・発注文書・提案書の規定を超える変更による設計・工事・維持管理・運営の請負内容の変更	○	
		SPCの指示・判断の不備・変更による、設計・工事・維持管理・運営の変更		○
警備リスク	盗難・器物破損などによる費用の増大・遅延等		○	
請負委託リスク	SPCからの業務委託に関するリスク		○	
要求水準未達リスク	要求水準・提案内容水準の未達が発見された場合の改善・補修・業務の変更等に係る費用の増大		○	
支払遅延・中断リスク	町の支払いの遅延・中断	○		
入居者リスク	入居者の不法行為等による損害	○		
安全管理リスク	建設期間・維持管理期間に事故や第3者に損害を及ぼし、遅延や損害が生じた場合		○	
測量・調査リスク	町が実施した測量・調査に関するもの	町が実施した測量・調査に関するもの	○	
		SPCが実施した測量・調査に関するもの		○
		地質障害・地中障害物・埋蔵文化財等により新たに必要となった測量・調査に関するもの	○	
設計変更リスク	町の提示条件・指示の不備、変更に関するもの	町の提示条件・指示の不備、変更に関するもの	○	
		SPCの提示内容、指示、判断の不備によるもの		○
用地確保リスク	事業用地の確保	事業用地の確保	○	
		工事・SPCの運営等に必要な用地確保		○
用地瑕疵リスク	町が事前に公表した資料から予見できるもの	町が事前に公表した資料から予見できるもの		○
		町の公表資料から予見できない文化財・土壌汚染・埋設物等の障害物、地質障害等に関するもの	○	
工期変更・工事遅延リスク	町の指示および町の責めに帰すべき事由によるもの	町の指示および町の責めに帰すべき事由によるもの	○	
		SPCに起因するもの		○
建設コスト増大リスク	町に起因するもの	町に起因するもの	○	
		SPCに起因するもの		○
工事監理リスク	工事監理の不備によるもの		○	
瑕疵リスク	瑕疵担保期間中に発見された瑕疵	瑕疵担保期間中に発見された瑕疵		○
		瑕疵担保期間終了後に通常の検査によって発見できない隠れた瑕疵が発見された場合		○
工事の中止リスク	町の指示によるもの	町の指示によるもの	○	
		SPCの責めに起因する中止		○
その他	事業終了リスク	事業終了手続きの諸費用・SPCの精算手続き費用		○